市町村名

表1

診

療

付

尸力

調

亚

成

度

か

ら

基準数

現在数

補正前

補正後

足数

現在数

補正前補正後足数

基準数

福祉医療機構の医療貸付

無床診療所「新築」可の市町村は、医科64、歯科46

独立行政法人福祉医療機構の「医療 貸付事業」。同事業の中の診療所(無 床)の新築融資の可否及び増改築の利 率は市町村単位の診療所の「過不足 数」の判定によって決まる。その基準 となる本年度の「診療所数調」が機構

によってまとめら れ、本年7月1日 から来年6月30日 まで適用となって いる。

長野県分につ いて右の表1に一 覧掲載した。診 療所数の補正前 数は本年3月31日 現在で、人口は



医療貸付の27年度パンフ

毎月人口異動調査に基づく本年4月1 日推計人口が使われている。

表1で「基準数」となっているA及び Cは各市町村人口に一般診療所が 1/1200、歯科診療所が1/2400をそれぞれ 乗じて得た数(1未満の端数切り上 げ)。「補正後」のB及びDは補正前数 から児童・社会福祉施設内の診療所、 休日や夜間のみの診療所、コンタクト レンズ販売店内の検眼専門の診療所な どを引いた数。B - A 及び D - C で 「過 - 不足数」が出される。

診療所充足地域での診療科による例外

開設地の属する地域の実情により、その新設が 特に必要と認められる無床診療所の新設事業の対 象とする事業は、次の各号のいずれかに該当する 無床診療所の新設事業とする。

(1) 小児科、外科、整形外科、産婦人科(産科 婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科又は皮膚ひ尿器 科のいずれかを主たる診療科目とする無床診療所 の新設事業であって、開設地の属する市区町村 (政令市にあっては保健所所管区域。以下同 じ。) 内においてその診療科目と同一の診療科目 を標ぼうする診療所数が次の基準に満たない場合

開設地の属する市区町村の基準診療所数に診療科 目に応じて、次の数値を乗じて得た数(算出した 数値に1未満の端数がある場合には、その端数を 加栓五λする)

	G.,					
	小児科	100分の)45			
	外科	100分の)25			
	整形外科	100分の5 100分の17 100分の8				
	産婦人科					
	眼科					
耳鼻いんこう科		100分の8				
	皮膚ひ尿器科	100分σ	012			
- 独立行政	攻法人福祉医療機構!	貸付準則	別表1			

より -

診療所の不足地域

表1で「過 - 不足数」がマイナスの ところ(グレー)が診療所不足地域とさ れ、表2にある診療所の新築融資が可 能で、既存施設の増改築融資の場合も 利率の低い甲種の対象となる。

診療所の充足地域

一方、**表1で「過 - 不足数」が 0** または正数の地域は診療所充足地域 として、新築融資の対象から外れ、 融資が可能な既存施設の増改築でも 甲種より利率の高い乙種のみとな る。ただし、医科では「診療科によ る例外」として左の別枠で記載した ように、小児科、外科、整形外科、 産婦人科(産科、婦人科)、眼科、耳 鼻いんこう科又は皮膚ひ尿器科を主 たる診療科とした場合、所定の計算式 で該当科が少なければ、新築融資の対 象となる。歯科ではこうした例外はな l lo

新築及び増改築(甲 種)で融資可の地域

新築及び増改築甲種の融資が可能な 不足地域を医科、歯科別に見ていく。

一般診療所については、77市町村の うち64市町村(83.1%)が診療所不足地

域。その内訳は、19市の市部では松本と駒ヶ根 を除く17市が不足地域(89.5%)で前年度と変化は なかった。郡部では58町村のうち47町村(81%)が 不足地域で今回、野沢温泉村が抜けた。

歯科診療所については、77市町村のうち46市 町村(59.7%)が診療所不足地域。その内訳は、19 市の市部では大町、飯山、茅野、千曲、東御の 5市が不足地域(31.6%)で駒ヶ根市が抜けた。 郡部では58町村のうち40町村(69%)が不足地域で 今回、麻績村が抜けた。

現在の融資利率

無床診療所の現在の融資利率は表2の通り。な お病院及び有床診療所の方は医療法に関係した 別途の基準があり、利率も別。他に新築 に伴い必要な場合の「機械購入資金」 「長期運転資金」などもある。

各金融機関が機構の受託機関になっ ているが、知らない担当者もいるの で、機構の医療貸付制度を新規開業希 望者等に紹介、また活用をすすめてき 223-0345) ^

なお、表1の人口については、人口 減の市町村が多い中で、前年より微増も 含め増えたのは2町(軽井沢,御代田)2 村(南箕輪,白馬)だけだった。

1.964 ている県保険医協同組合(電話026-

表2.	無床診療所の設置	・整備資金	(機械購入資金を除っ	く)の利率	- 平成27年7月10日現在
-----	----------	-------	------------	-------	----------------

固定金利	10年以内	10年超	11年超	12年超	13年超	14年超	15年超	16年超	17年超	18年超	19年超
	10461	11年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	19年以内	20年以内
新築資金·甲種増改築資金	0.50%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.70%	0.80%	0.80%	0.90%	0.90%	1.00%
乙種増改築資金(1)	1.00%	1.10%	1.10%	1.20%	1.20%	1.20%	1.30%	1.30%	1.40%	1.40%	1.50%
40年权温与春利日本1/业	10年以内	40/T +T	44/= +7	40/T +T	40/11 +77	4.4/	4 = /T +T	40/T +T	4 7 / T + TI	40/T +T	40/T +T
10年経過毎金利見直し(当		10年超	11年超	12年超	13年超	14年超	15年超	16年超	17年超	18年超	19年超
初10年)		11年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	19年以内	20年以内
新築資金·甲種増改築資金		0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%
乙種増改築資金(1)		1.00%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.20%	1.20%

1...次の整備事業等に係る乙種増改築資金の貸付利率は、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用 診療所関係: 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築、地域医療介護総合確保基金に基づき整備を行う診療所 建築物の耐震改修の促進に関する法律 に基づく診療所の増改築

(注)保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は「上記利率 + 0.20%」

375,723 長野市 314 松本市 上田市 241,332 202 101 140 39 236 156,167 10 102 131 66 岡谷市 50,334 -11 28 101,780 85 43 16 飯田市 76 諏訪市 49,763 42 49 38 21 50,672 43 40 |須坂市 42,854 小諸市 30 68,593 32,470 33 28 中野市 44,028 -13 28 28,116 29 21,632 55,395 40 66,767 41 -22 60,480 99,121 東御市 29,899 95,461 11,355 4,676 3,862 4 3,055 1,027 <u> 比相木村</u> 19,605 17 16 14 13 15,018 13 -10 7,296 長和町 6,211 <u>青木村</u> 下諏訪 4.411 20,485 富士見町 14,844 7,445 19,564 13 11 25,560 箕輪町 14 -11 9,387 南箕輪村 15,016 4,893 8,911 松川町 13,267 13,082 5.035 阿智村 6,674 平谷村 根羽村 516 980 3,978 売木村 天龍村 612 1,391 泰阜村 1,746 喬木村 6,357 6,619 上松町 南木曽町 4,744 4,388 木曽町 11,858 <u>木祖村</u> 2,920 <u>王滝村</u> 852 3,869 2,763 1,846 <u>生坂村</u> 8,366 4,504 4,628 10,039 松川村白馬村 9,901 8,975 小谷村 坂城町 10,800 高山村 山/内町 12,638 木島平村 野沢温泉 4,648 3,557 信濃町 8,541 11,133

歯科指導対策必携の関係

5月に配布の「別冊」ご確認を

保団連発行の「カルテ記載を中心と した指導対策テキスト」歯科指導対策 必携改定第8版(以下で必携)の2章 「カルテ記載等の具体例」部分を2014 年の診療報酬改定に合わて改編した 「別冊」を長野県保険医協会では、同 テキストを持つ開業医会員に5月下旬 に配布している。

これにより、本年度は必携の改定は なく、改定第9版の発行は、次回の診 療報酬改定以降となる。「別冊」が見 当たらない等の場合は、協会(026-226-0086)の歯科社保担当まで。